

教 安 第 8 7 1 号

令和3年9月29日

各県立学校長 様

教育振興部学校安全保健課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた
小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への
対応に関する留意事項について

このことについて、令和3年9月28日付けで、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写しのとおり事務連絡がありました。

このたび、内閣総理大臣より、北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」が令和3年9月30日をもって終了することとなりました。

また、宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県について、法に基づく「まん延防止等重点措置」が令和3年9月30日をもって終了することとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、お知らせします。

なお、学校等の取扱いに係る記載は別添のとおりであり、教職員に加え受験生のワクチン接種への配慮についても記載され、大学拠点接種や地方公共団体の大規模接種会場を活用し希望する教職員や受験生のワクチン接種が進むよう取り組むこととされております。ついては、県教育委員会からも適宜案内をいたしますが、貴校におかれても各種機会を捉えて、希望する貴校教職員及び受験生のワクチン接種が進むよう御協力の程よろしくお願いいたします。

加えて、本県における緊急事態宣言の措置が終了することとなりますが、感染拡大への警戒を緩めることなく、基本的対処方針及びこれまでの通知等に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を改めてお願いします。

担当

教育振興部学校安全保健課保健班

043-223-4092

9月28日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が終了されたとしても、地域の感染状況等に応じて基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。



事務連絡
令和3年9月28日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等の終了を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について



このたび、内閣総理大臣より、北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」が令和3年9月30日をもって終了することとなりました。

また、宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県について、法に基づく「まん延防止等重点措置」が令和3年9月30日をもって終了することとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されましたので、お知らせします。

各地域の学校においては、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域の措置が終了することとなりますが、感染拡大への警戒を緩めることなく、引き続き、感染状況に応じ

て、学校教育活動や部活動において行われる活動で、「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」を一時的に制限すること（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの第3章を参照）や、不要不急の都道府県間の移動を伴う活動は極力控えること、家庭と連携協力して、基本的な感染症対策を徹底するため、積極的な情報発信を行うことなど、衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を継続していただきますようお願いします。

なお、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について（依頼）」（令和3年6月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について（依頼）」（令和3年6月18日付文部科学省高等教育局私学部私学行政課・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について（依頼）」（令和3年6月23日付文部科学省総合教育政策局教育人材政策課・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）及び「専修学校における抗原検査簡易キットの活用について（周知・調査）」

（令和3年6月17日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課及び厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において調査を行った抗原簡易キットについては、順次、配付を進めております。

加えて、対処方針に記載されている「中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒（小学校4年生以上）への抗原簡易キットの活用」については、9月上旬以降、幼稚園、小学校及び中学校等へ順次配布を進めておりますので、厚生労働省及び文部科学省が作成した抗原簡易キットの活用の手引き等を御参照いただき、その他の感染防止対策と併せながら、学校における感染拡大リスク低減に向けて御活用ください。

・抗原簡易キットについて

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00140.html

また、対処方針において、「都道府県は、政府が行うモニタリング検査において、小学校、中学校等の教職員も、積極的に参加するように協力を行うものとする」と記載されていることを受けて、「小学校、中学校等における新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について（依頼）」（令和3年9月1日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）をモニタリング検査の対象区域（※）に発出しておりますので、御参照いただき、同検査の趣旨・目的に御賛同の上、モニターとなることに御協力いただける場合は、内閣官房ホームページからモニタリング検査の登録を行っていただくようお願いします。

（※）北海道、宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県

変更後の対処方針における学校の取扱いに係る記載は下記のとおりであり、教職員に加え受験生のワクチン接種への配慮についても記載されたところです。

都道府県教育委員会等におかれては、大学拠点接種や地方公共団体の大規模接種会場を活用し希望する教職員や受験生のワクチン接種が進むよう、大学拠点接種を実施する

大学や、地方公共団体の私学担当部局やワクチン担当部局と連携し、必要な取組を進めていただきますようお願いいたします。

なお、文部科学省では、「地方公共団体における受験生に配慮したワクチン接種の取組事例について（情報提供）」（令和3年9月14日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において、受験生へのワクチン接種の取組事例を紹介しておりますので、申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. 感染症対策の徹底

現在、新たな変異株（デルタ株）の感染者数が増加し、全国的にほぼ置き換わったと考えられている。また、感染力の強い変異株の拡大により、屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されている。このような感染状況に鑑み、例えば、児童生徒等や教職員に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校・出勤しないことを徹底することや屋外においても十分な感染症対策を講じていただくことなど、各学校等及びその設置者におかれては以下の通知等も踏まえ、感染症対策を一層徹底いただきたいこと。

また、学校給食センターなど学校の関連施設において複数の感染者が発生する事例もあり、各教育委員会におかれては、感染症への対応に当たって、学校施設に限らず、学校の教育活動を支える関連施設も含めて、教職員等の健康管理に御配慮いただきたいこと。

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知）

https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留

意事項について」(令和3年4月23日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20210423-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf

- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(令和3年4月28日 Ver. 6)」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

- ・「小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(令和3年7月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20210712-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf

- ・「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」(令和3年8月20日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20210820-mxt_kouhou01-000007004_1.pdf

- ・「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」(令和3年8月27日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20210827-mxt_kouhou02-000004520-1.pdf

2. 部活動における留意事項

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、一部の部活動で、練習や試合に付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが発生しているところ。こうした不十分な対策による感染拡大の事案が今後も発生すれば、他の地域や学校等の部活動や大会の実施にも影響を与えかねないこととなる。

特に部活動の大会やコンクールは、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会であること等を考慮していただき、部活動の実施に当たっては、感染状況に応じて、別紙1に示す具体例をもとに、屋内外を問わず、引き続き感染症対策を徹底し、感染症対策と部活動の両立を図り、生徒が安心して練習や大会等へ参加する機会を確保していただきたいこと。

なお、6月2日付けで公益財団法人日本中学校体育連盟等に対し、別紙2を発出しているため、ご参照いただきたいこと。

3. 学校教育活動の継続

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要であること。修学旅行等(修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動を含む。)についても有意義な教育活動であるため、その教育的意義や児童生徒等の心情等を踏まえ、以下のQ&Aを参考にし、適切な感染防止策を十分に講じた上でその実施について御配慮いただきたいこと。

(参考) 文部科学省ホームページ「Q&A (学校設置者・学校関係者の皆様へ) 学校行事に関すること」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html

また、感染不安などを理由とした地域一斉の臨時休業については、子供の学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があること。特に、小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきであること。

4. 運動時のマスク着用

運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

また、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

5. 変更後の対処方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030928.pdf

(関連する記載の抜粋)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(2) サーベイランス・情報収集

- ② (略) 政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約 80 万回程度分の抗原簡易キットの配布を 7 月末に開始するとともに、中学校、小学校、幼稚園等に対しても、最大約 80 万回程度分の抗原簡易キットの配布を 9 月上旬に開始し、発熱等の症状がある場合には、自宅で休養することや、医療機関の受診を原則とした上で、直ちには医療機関を受診できない場合等において、教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒(小学校 4 年生以上)を対象として抗原簡易キットを活用した軽症状者(発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。以下同じ。)に対する迅速な検査を実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施す

るよう促すとともに、クラスターの発生が懸念される職場に関する重点的な取組を働きかけ、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。これらの検査に用いる抗原簡易キットについては、迅速かつ適切に検査が実施されるよう、検体採取に関する注意点等を理解した職員等の管理下で検査を実施させる。(略)

(3) まん延防止

7) 学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する(緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る)。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底(緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛)を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症状者に対する抗原簡易キット等の活用(部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。)や、中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒(小学校4年生以上)への抗原簡易キットの活用を奨励する。また、教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう、大学拠点接種を実施する大学に対し、地域の教育委員会や学校法人が大学拠点接種会場での接種を希望する場合の積極的な協力を依頼するとともに、地方公共団体に対し、大規模接種会場の運営に当たり、教育委員会や私学担当部局がワクチン担当部局と連携し、希望する教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう取組を行うなどの配慮を依頼する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。
- ② 都道府県は、政府が行うモニタリング検査において、小学校、中学校等の教職員も、積極的に参加するように協力を行うものとする。また、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等について

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に所在する各学校においては、以下に示す事項について、改めて確認いただくとともに、部活動中における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、学校全体として一層の感染症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

<感染リスクの高い活動等の制限等>

- 近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動などを一時的に制限する。
- 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わない。
- 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。
- 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する。
- 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

<部活動に付随する場面での対策の徹底>

- 部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- 部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
- 寮や寄宿舎は集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいため、平時から健康管理や感染症対策、感染症発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意をしておく。

<学校全体としての取組>

- 活動を認めるに当たって部活動から学校への活動計画書等の提出を求めるなど学校として感染対策を確認する。
- 部活動に参加する者が感染した場合に感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認する。
- 部活動に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。

部活動の大会等における感染拡大予防ガイドラインを策定しましたのでお知らせします。また、生徒の成果発表の機会の確保に向けて御理解、御協力をお願いします。(新規)

事務連絡
令和3年6月2日

公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本高等学校野球連盟
公益財団法人日本スポーツ協会
全国中学校文化連盟
公益社団法人全国高等学校文化連盟

御中

スポーツ庁政策課学校体育室
文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大
予防ガイドラインの策定及び生徒の成果発表の機会の確保等に係る取組
について（依頼）

学校教育活動の一環として行われる部活動については、地域の感染状況等に応じて、実施内容や方法を工夫した上で実施するなど、感染症対策と部活動の両立を図り、学びの機会を保障していくことが重要です。また、部活動の大会等についても、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会でありますので、十分な感染防止対策を講じた上で、できるかぎり実施していただきたいと考えております。

スポーツ庁及び文化庁では、中学生や高校生等が参加する全国大会・コンクール等の開催に当たって、生徒等にとって安心安全な大会等が開催されるよう、大会等の前後も含めて留意していただきたい事項をガイドラインとして別紙のとおりまとめました。

これまでも、貴団体等におかれては、大会等の開催に向けて、スポーツ庁が策定した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」や、競技団体や文化芸術団体、施設の管理団体などの関係団体が策定しているガイドライン等を踏まえ、適切に対応いただいているものと承知しておりますが、本ガイドラインも参考にいただき、一層の感染防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

また、このことについて、加盟の団体・連盟等に対して周知くださるようお願いいたします。

スポーツ庁及び文化庁としては、引き続き生徒等にとって安心安全な大会等の開催に向けて、連携協力して取り組んでまいりますので、生徒の部活動における成果発表の機会の確保が図られるよう御理解、御協力いただきますよう改めてお願いいたします。

＜本件担当＞

（運動部活動について）

スポーツ庁政策課学校体育室運動部活動推進係

電話：03-5253-4111（内線 3777）

（文化部活動について）

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室

電話：03-5253-4111（内線 2832）

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における 感染拡大予防ガイドライン

令和3年6月2日

スポーツ庁
文化庁

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、変異株の拡大等、引き続き警戒が必要な状況にあります。このような中、全国から参加する中学生や高校生等が集まる大規模な大会やコンクール等（以下「大会等」という。）を開催するに当たっては、十分な感染防止対策を講じ、大会等に参加する生徒はもちろんのこと、大会等の運営に携わるスタッフや観客の安全を守る必要があります。

そのため、大会等の開催に当たって、主催者の参考となるよう、留意すべき事項についてガイドラインとしてまとめましたので、本ガイドラインも参考に感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

また、本ガイドラインは、大会等の運営における一般的な留意事項をまとめたものであり、競技、演技、演奏等（以下「競技」という。）の実施に当たっては、当該中央競技団体や文化芸術団体等が策定しているガイドライン等を踏まえて実施してください。

なお、本ガイドラインは、令和3年6月2日時点での最新の知見に基づき作成したものです。今後新たな情報や知見が得られた場合には必要に応じて見直してまいります。

1. 大会等の運営

(1) 大会等の実施

- ・大会等の開催要件等について、開催地の各都道府県に事前相談をすること。観客を入れる場合には、収容率及び人数制限についても確認をすること。
- ・事前に相談した後に、開催地が新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置区域となった場合には、改めて開催要件等について確認すること。
- ・全国的に緊急事態宣言が発令された場合や、開催地における医療体制がひっ迫し大会等の開催期間中に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応が困難となった場合等には、速やかに中止や延期を検討すること。

(2) 感染防止の責任者の配置

- ・大会等の開催に係る新型コロナウイルスへの感染防止の責任者を配置すること。大会等が複数の会場で実施される場合には、会場ごとに当該会場における責任者も合わせて配置すること。

- ・大会等の開催に当たり、体調不良者への対応や検査等において医療機関との連携が必要となる場合を想定し、大会等の会場付近の医療機関とあらかじめ受診や検査等について調整を行うこと。
- ・参加する学校（複数の学校が合同で参加する場合には代表校）や団体ごとに、当該学校等の参加者における感染防止の責任者を配置させること。

（３）感染防止措置の周知

- ・感染防止のため実施すべき事項や大会等に参加する生徒、監督・コーチ・引率者（以下「参加者」という。）が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、周知すること。

（４）開会式等

- ・開会式、抽選会、表彰式等を実施する場合は、必要最小限の出席者とする。
- ・出席者にはマスクを着用させること。
- ・整列する際は、周囲の人となるべく距離（※）を空けさせること。
（※）感染予防の観点からは、できるだけ２mを目安に（最低１m）の距離を空けること。

２．大会等の参加者への要求事項

（１）体調管理

- ・参加者の健康管理や参加の可否の判断、感染が発生した場合の連絡体制等の手順について策定し、あらかじめ参加者に対して周知すること。
- ・参加者に対して、大会等に参加する１４日前からの体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・大会等開催中は、参加者に対して毎日体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・提出させた書面は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、少なくとも１か月以上の保存期間を定めて保存しておくこと。
- ・発熱等の症状がある参加者については、速やかに医療機関等への相談・受診を行わせ、かつ検査を受けさせた上で大会に参加等させること。
- ・大会等の終了後に参加者の感染が判明した場合は、主催者に速やかに報告させること。

（２）マスクの着用等

- ・参加者に対してマスクを準備させ、競技中を除き原則として大会中は着用させること。
- ・マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや熱中症のリスクが高くなること、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩をとること等、無理をしないことについて注意喚起すること。

（３）移動、ミーティング等での留意事項

- ・参加者は、移動、ミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用する等、感染対策に十分配慮させること。

- ・大会等の参加に際して飲食を伴う壮行会、祝勝会等の開催は控えさせること。特に他の学校との競技外での交流は厳に控えさせること。

(4) 十分な距離の確保

- ・競技中以外は、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けさせること。

（※）感染予防の観点からは、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）の距離を空けること。

(5) 競技中の留意事項

- ・競技中に、唾や痰をはくことを行わせないこと。
- ・タオルや飲み物等の共用はさせないこと。
- ・ハイタッチ、握手等を控えさせること。
- ・本番やリハーサル等の入れ替えの際には、十分な時間を設定したり、出場校同士が接触しないようにする等の配慮を行うこと。

(6) 飲食

- ・指定場所以外で行わせないこと。
- ・飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行わせること。
- ・飲料はペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用させ、共有させないこと。
- ・周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底させること。
- ・会話をする時はマスクを着用させること。
- ・指定場所は換気を十分に行うこと。
- ・飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てさせないこと。

3. 会場設営

(1) 手洗い場所

- ・参加者が手洗いをこまめに行えるよう、手洗い場に石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ・「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること、または手洗い後に手をふくために参加者にマイタオルを持参させること。
- ・布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ・手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

(2) 更衣室、控え室、休憩スペース

- ・更衣室、控え室、休憩スペース等（以下「更衣室等」という。）は感染リスクが比較的

高いことに留意すること。

- ・更衣室等の広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること。
- ・更衣室等では、原則としてマスクを着用させること。また、会話や食事は控えさせること。
- ・更衣室等で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- ・入退室の前後での手洗いを促すこと。手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと。

（３）洗面所（トイレ）

- ・洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。
- ・トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ・手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ・「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること、または参加者にマイタオルの持参を求めること。
- ・布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ・利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

（４）用具の管理

- ・共有する用具等はこまめに消毒すること。
- ・参加者にスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者を特定できる工夫をずるとともに、貸出前後に消毒すること。
- ・用具等の搬入・搬出、設置の際は、十分な時間を設定する等の配慮を行うこと。

（５）観客の管理

- ・観客を入場させる場合には、各都道府県に収容率及び人数制限について確認し、対応すること。
- ・ステージを利用する場合は、ステージ端から観客との距離（※）を十分確保すること。
（※）感染予防の観点からは、できるだけ 2 m を目安に（最低 1 m）の距離を空けること。
- ・大声での声援を送らないことや会話を控えること、マスクを着用すること等の留意事

項を周知すること。

- ・大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行うこと。
- ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で販売すること等により、マスク着用率 100%を担保すること。
- ・選手等の参加者と観客が競技の前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること。
- ・観客の休憩時間や入退場時の密集回避（時間差入場等）、会話の抑制の周知を行うこと。

（６）大会等の会場の環境

①換気

- ・室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の十分な換気を行うこと。

②施設の維持管理

- ・体育館等の床をこまめに清掃したり、プールの水質基準を適切に管理したりする等、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底すること。なお、体育館等のフローリング床について、消毒のために適切な濃度に希釈した市販の塩素系漂白剤を使用することは可能であるが、使用後にきちんと拭き取ることが必要である。また、他の床材の場合は、床材の特性に応じた清掃・消毒を行うことが必要である。必要に応じて専門業者に確認をするとともに、清掃事業者等にも適切な維持管理の徹底を図るようにすること。

（７）施設の入口

- ・大会等の施設の入口に手指の消毒設備を設置すること。
- ・参加者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること。

（８）ゴミの廃棄

- ・参加者に対しゴミ（マスクや鼻水、唾液等がついたもの等）を持ち帰らせることを義務付けるとともに、その内容を周知すること。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用するとともに、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒させること。

（９）清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること。
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、毎日、競技の開始前、開始後に清拭消毒すること。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で構わないが、手が触れる可能性がある体育館の床等は上記（６）②のとおり適切に清掃・消毒すること。

(10) 大会運営スタッフの管理等

- ・参加者に準ずる健康管理を行うこと。
- ・発熱又は風邪等の症状がみられる大会運営スタッフについては、参加を自粛させること。
- ・原則として、常時マスクを着用させること。

